

みんな納得！ベストマッチ相談会企画・運営、広告宣伝業務委託仕様書

1 委託業務名

みんな納得！ベストマッチ相談会企画・運営、広告宣伝業務

2 目的

移住に関心がある首都圏等の20～40代の移住検討者、潜在的な移住希望者（移住潜在層）と首都圏の在住者等を対象とし、首都圏から本県への移住を促進することを目的とした「みんな納得！ベストマッチ相談会」（以下「相談会」という。）を開催する。

3 業務内容

(1) 本業務の広告運用の企画について

① ターゲット等の設定、見直しの提案

(ターゲットの考え方)

本業務におけるターゲットの考え方は次の表に示すとおりとする。

ア 移住に関心はあるが、候補地として富山県を検討していない人

地域	県外（特に首都圏）
年代	特に20代～40代
価値観	・移住に興味はあるが、移住地を決めていない移住漠然層
訴求内容	・移住候補地としての富山県の認知

イ 候補地として北陸（富山県）を検討している人

地域	県外（特に首都圏）
年代	特に20代～40代
価値観	・北陸（富山県）での移住に興味があるが、車生活や雪の生活など暮らし方に不安がある方
訴求内容	・富山県の子育て環境や都市圏からのアクセスの良さ など

(ターゲットに起こしてもらいたい行動変容)

行動変容	・富山への移住に関心を持ち、移住セミナーや相談会へ参加する。 ・富山への移住に関する情報収集のため、県移住HP等へアクセスする。
------	---

(ターゲット見直しの提案)

ターゲットに対して広告を配信した結果、想定とは異なるエリア、年齢等をターゲットとすることが本業務の目的を達成するために、より効果的であると判断できるデータの蓄積があった場合は、その根拠とともに県に対して助言及び提案を行い、ターゲットの見直しについて、協議するものとする。

② 目標値（KPI）の設定

3(1)①(ア)・(イ)のターゲットについては、参加者数を最大にするという課題に対して、施策の最適化を行う目的にふさわしいKPIを設定すること。なお、その数値を計測するためのタグマネージャーの設定、計測ツールの設定なども、行うこと。

その他本業務の目的を達成するうえで必要な目標項目と目標値がある場合は、具体的に設定し、その内容を広告運用計画に記載すること。

設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。

③ 受託者による広告運用計画の作成

次に掲げる事項を盛り込んだ「広告運用計画」を作成し、契約締結後速やかに提出し、説明のうえ、承認を得ること。

【広告運用計画に盛り込むべき事項】

ア 本業務を通じたカスタマージャーニー

本業務におけるターゲットを元に本業務を通じたカスタマージャーニーを設定する。

イ 事業期間を通じた広告の運用方針

カスタマージャーニーに基づき、以下を設定する。

- A) 広告手法（デジタル広告、アナログ広告等）
- B) 掲出プラットフォーム（Google、Instagram、新聞等）
- C) 各広告（ディスプレイ広告、検索連動型広告、動画広告等）
- D) 各広告（上記C）の経緯配分のバランス方針
- E) 各広告（上記C）の具体的な運用方法
- F) 運用スケジュール（後述⑤参照）

ウ 情報発信コンテンツ（広告クリエイティブ）の作成方針（後述④参照）

エ 広告効果の検証及び運用の見直し方法

オ 目標設定（前述②参照）

カ その他必要な事項

④ 情報発信コンテンツ（広告クリエイティブ）の制作

3（1）①ア・イで設定したターゲットに対して、起こしてもらいたい行動変容を促す効果的な広告クリエイティブを複数種類制作すること。

⑤ 広告の運用管理

- ・ 広告は、ディスプレイ広告、検索連動型広告、動画広告等の各手法を用いて、ターゲット層への情報発信を行うこと。手法やその組み合わせ方法等は提案すること。
- ・ 広告期間は令和〇年〇月〇〇日までとする。
- ・ 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告費用のうち、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。

⑥ 効果測定、改善

- ・ 本業務により配信する広告のインプレッション数、クリック数、クリック率、コンバージョン数、コンバージョン率、クリック後の行動等を閲覧者の属性（地域、性別、年代や興味関心等）ごとに適宜分析しながら、検索広告、ディスプレイ広告におけるキーワード等設定の見直しについて、県に協議すること。
- ・ 特に、計測開始から適宜、初動の結果報告や今後の対策についての説明を打合せ等により行うこと。

- ・ 広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等について、広告の配信開始後、四半期に1回、四半期報告書としてとりまとめを行い、県に報告すること。
- ・ 報告の際、必要に応じて運用の見直し等についての提案を行うこと。なお、提案は理解しやすいものを必須とし、理解が難しいものは再提出を指示する。
- ・ その他、3（1）②で定めたKPIについて、並びにウェブサイトについての改善案など、広告の管理画面上から得られるデータを記載するだけでなく、事業の成果最大化に向けた幅広い視野で作成すること。なお、報告書は修正を依頼した際は、対応すること。

（2）相談会の概要（案）

開催日時	(中規模相談会) 令和6年6月、8月の2回実施 (大規模相談会) 令和6年11月実施
開催場所	(中規模) 東京交通会館3階 グリーンルーム (大規模) 東京交通会館12階 カトレアサロンA又はB (東京都千代田区有楽町2-10-1)
内容	① とやまの魅力PRセミナー、②市町村の地域の魅力紹介・暮らし相談、③先輩移住者との対話・相談、④テーマ別の相談対応、⑤県相談員による総合移住相談 等(内容については、今後協議のうえ決定する)
来場者	移住に関心がある首都圏在住者(中規模100名程度、大規模200名程度を目標、入場無料)
実施	主催：富山県 共催：特定非営利活動法人100万人のふるさと回帰支援センター(以下、「センター」という)

（3）相談会の企画・計画・プロモーション

① 会場について

ア ブースレイアウトについて

- ・ 市町村、農業や林業等の専門分野の出展を見込むものとして、ブースレイアウトを検討、委託者と協議の上決定するものとする。
- ・ 出展者と来場者がコミュニケーションや交流を取りやすい工夫を凝らすこと。

イ 移住セミナー等コンテンツについて

- ・ 1回あたり30分～60分程度とし、複数のプログラムとタイムスケジュールを作成し、委託者と協議の上決定するものとする。
- ・ セミナー等の開催にあたっては、先輩移住者の経験談を聞ける他、直接交流できる機会を設定すること。

ウ その他

- ・会場における企画については、適宜、委託者と協議のうえ内容を調整するものとする。

② 相談会の広告宣伝等

次に掲げる業務について、移住に関心のある首都圏在住者、特に20～40代の子育て世代が相談会の内容に高い関心を持ち、確実な集客に繋がるような構成、デザインを提案し、実施すること。また、遅くとも、開催日の55日前までに広報、周知を開始すること。なお、委託者が別途実施する「首都圏等における移住プロモーション業務委託」と連携した効果的な広報を検討すること。

ア ウェブサイトの開設・運営

- ・移住検討者が目的の情報にスムーズにアクセスできるようなウェブサイトのデザインを提案・開設・運営すること。

イ 相談会PR用チラシ及びポスターの作成

- ・チラシは、各回A4サイズ両面を、大規模は500部程度、中規模は300部程度、ポスターはB1サイズを大規模は30枚程度、中規模は15部程度作成すること。

ウ インターネットやSNS等の媒体の活用による広告宣伝

- ・インターネットやSNS等の媒体の活用による効果的な周知方法を提案し、実施すること。このほか、相談会の内容を幅広、効果的に広告宣伝できるよう、効果的な媒体や周知方法を提案し、実施すること。

③ 事前申込による効果的な集客の実施

相談会の参加者規模の把握や広報効果の確認などを目的とし、インターネットによる事前申込を実施すること。併せて事前申込者を対象としたプレゼントを企画すること。

④ 会場配布用パンフレットの作成

相談会の内容や会場内のレイアウト、先輩移住者・市町村の紹介等を記載したパンフレットを中規模の際は200部、大規模の際は300部程度作成すること。

⑤ その他、相談会の広告宣伝に必要な事項（委託者との打ち合わせを含む。）。

（参考）委託者においては以下の通りプロモーションを実施予定とする

- ・過去に県相談窓口に移住相談した方へのダイレクトメール
- ・オンラインスカウトサービス「SMOUT」でのプロジェクト作成
- ・「くらしたい国、富山」推進本部のメルマガ会員へのダイレクトメール
- ・県関係施設（県内、東京）、県内観光施設（道の駅、観光案内所等）でのチラシ配布
- ・県関係ホームページ、SNSでの情報発信
- ・県庁記者クラブへの情報提供

（４）相談会を開催するまでの業務

相談会の開催に向けて、以下の業務を行うこと。

- ① 個別相談ブース、移住セミナー、各種企画の出展者、出展団体等（以下、「出展者等」という）の募集、選定

- ・個別相談ブースの出展者(市町村、県関係団体)については、原則として委託者が募集するものとし、それ以外の出展者について、募集・調整し委託者と協議の上決定する。
- ・市町村先輩移住や移住セミナーのゲスト、各種企画の出展者への謝金や旅費は業務委託料の中から受託者が支払うものとする(市町村、県関係団体への支払いは不要)。

② 出展者等との調整

- ・全ての出展者等との調整は原則として受託者が行うものとし、手配が必要な備品等がある場合は、県と協議のうえ準備すること。
- ・出展者向けマニュアルについて、委託者及びセンターと協議のうえ作成し、出展者等へ配布すること。

③ 受付について

- ・会場における当日参加者の受付のほか、事前申込者の受付も行うこと。事前申込者の受付方法等については委託者と受託者で協議の上決定する。

④ その他の業務

- ・会場内外の案内表示等のデザイン及び作成を行うこと。
- ・来場者の安全衛生等に配慮した手続きを行うこと。
- ・その他開催までに必要な業務及び手続きを行うこと。

(5) 当日の運営及び事前、事後に係る業務

相談会の当日運営及び事前、事後処理について、以下の業務を行うこと。

① 会場の設営・装飾・撤去(相談会の開催前後)

- ・会場の設営・装飾(備品等の準備及び手配を含む)や撤去(運営において発生したごみ等の処分を含む)を行うこと。

② 会場全体の運営及び進行管理(相談会の開催時)

- ・来場者の安全衛生に配慮し、適切な運営やスタッフ等の配置、進行管理を行うこと。
- ・来場者や出展者等からの進行や運営に関する質問等に対応できるよう、スタッフを配置すること。
- ・当日の委託者スタッフと受託者スタッフの役割等について、事前に協議を行うこと。

③ 会場での受付等

- ・来場者(事前申込者含む)の受付及び参加者名簿を作成すること。
- ・出展者等の受付及び設営・撤去等の補助を行うこと。

④ セミナー等の進行、記録

- ・セミナー、ステージイベントの進行管理を行うこと。
- ・来場者への呼びかけ等により集客に取り組むこと。
- ・セミナーの映像を記録し、編集のうえ、委託者が指定するサイトにアップロードを行うこと。

⑤ 来場者カード

- ・来場者には、受付時に委託者が指定する来場者カードを記載いただくものとする。

⑥ 相談会に関する記録

- ・写真等で相談会の模様を記録し、電子データで提出すること。

⑦ その他の業務

- ・相談会終了後のセンターとの会場費等の支払いを含めた必要な手続きを行うこと。
- ・その他相談会の当日運営及び事前、事後処理に必要な業務を行うこと。

4 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

5 留意事項

- (1) 本事業の実施に伴い、取得した個人情報本事業以外で利用しないこと。
- (2) 特定の商品販売・販売の斡旋等事業以外の業務への勧誘を行うなど、事業の趣旨を逸脱する行動を行わないこと。
- (3) 参加者との間で発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。
- (4) 本業務の企画運営及び広報宣伝を実施するに当たっては、「金品等の提供による不適切な集客行為」を断じて禁止する。なお、これらの行為が認められる場合、委託者は当該契約を解除又は無効とし、受注者に対して違約金又は損害賠償を請求するものとする。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に応じて、相談会やセミナー等の開催時期の変更あるいは中止する必要があるが、柔軟に対応すること。なお、開催中止の場合は契約内容の見直しについて協議することとする。
- (6) 成果物については、下記①、②のとおりとする。なお、原則として「くらしたい国、富山」推進本部が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。ただし、作成の都合上やむをえず、著作権を「くらしたい国、富山」推進本部に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に「くらしたい国、富山」推進本部事務局（県ワンチームとやま推進室）に申入れを行い、了解を得ること。「くらしたい国、富山」推進本部に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、「くらしたい国、富山」推進本部と受託者との間で協議すること。

① 広告クリエイティブ

- ・本業務により制作した広告クリエイティブは、制作完了後、データにて納品すること。なお、本業務により作成し、発注者に提出した納品物の所有権及び著作権は発注者に帰属するものとし、委託者において自由に利用・修正・公開することができるものとする。

② 報告書

- ・広告配信の完了後、以下の内容を含んだ報告書を提出すること。
 - ア 本業務にかかる効果検証分析レポート
 - イ 本業務の分析結果により、来年度以降のターゲティング案とプロモーション戦略について、改善案と示唆

- (7) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその仕様に関する一切の責任を負うこと。
- (8) 委託業務の遂行にあたり、別紙「デジタルマーケティング留意事項」を遵守すること。
- (9) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、受託者と委託者が必要に応じて協議をすること。